

# **総合特別区域における 財政支援措置の手引き**

**内閣府 地方創生推進事務局**

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域制度における財政上の支援措置を十分に活用するために必要な準備や手続について解説するものです。

今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定することがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣府地方創生推進事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局（総合特区財政担当）

TEL : 03-5510-2468

# 1. 総合特区における財政上の支援措置の概要

## (1) 関係府省による重点的な財政支援

総合特区における財政支援措置は、国際競争力の強化、地域活性化のための包括的かつ先駆的な取組について、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、関係府省が所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うものです。

## (2) 総合特区推進調整費による財政支援

これによってもなお支援が足りない場合には、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完するものとして、総合特区推進調整費（以下「調整費」）が活用できることとなっています。なお、調整費は、地域の主体的取組を支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行するものとされています。

## (3) 財政支援に関する「国と地方の協議」

また、国事業の次年度以降の概算要求における予算制度の新規創設や内容の拡充を要望する場合は、総合特別区域ごとに、指定地方公共団体等及び関係府省庁の代表者により構成される、国と地方の協議会において協議を行うことができます。（当年度の予算制度に係る協議をするものではありません。）

## 2. 財政上の支援措置要望に係る手続

### (1) 関係府省による重点的な財政支援要望に係る手続

#### ①重点的な財政支援の検討依頼

##### ・別添 11 の提出（1 月下旬から 2 月末頃）

指定地方公共団体は、次年度以降における財政支援要望（新規予算制度の創設を求めるもの、既存予算制度の拡充を求めるもの、既存予算制度において財政支援を求めるもの全て）について、指定申請書に記載した事業ごとの支援要望一覧（以下「別添 11」）（資料 1）を作成し、内閣府に提出してください。なお、別添 11 は、内閣府が関係府省に、総合特区の取組への重点的な財政支援を依頼するための参考資料であり、関係府省の予算制度に応募するための正式な「申請資料」にはなりません。

##### ・関係府省への検討依頼（3 月下旬頃）

内閣府は、指定地方公共団体から提出された別添 11 に記載された財政支援要望のうち、関係府省の既存予算制度において財政支援を求めるものを取りまとめ、予算制度を所管する府省に重点的な財政支援の検討を依頼します。

#### ②対応方針の検討依頼（年に 3～4 回程度）

##### ・別添 11 の更新・提出

指定地方公共団体は、提出済みの別添 11 に記載された事業内容に変更があった場合や、要望を取り下げる場合、要望を追加する場合には、別添 11 を更新して、内閣府に提出してください。

##### ・関係府省への検討依頼

内閣府は、提出された別添 11 のうち、既存予算制度の拡充を求めるもの（調整費の活用要望）、既存予算制度において財政支援を求めるものについて取りまとめ、関係府省に対応方針の検討を依頼します。

##### ・対応方針の決定・通知

関係府省は、指定地方公共団体からの財政支援措置要望について、所管する予算制度の活用による対応方針を決定し、内閣府に報告します。内閣府は、関係府省から提出された対応方針を取りまとめ、

指定地方公共団体に通知します。

## (2) 調整費を活用した財政支援要望に係る手続（年に3～4回程度）

調整費は、関係府省の既存予算制度における財政支援要望のほか、既存予算制度の内容を拡充した上での財政支援要望にも活用することができます。

なお、調整費を活用することができる具体的な基準については、「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」（資料2）に記載しています。

### ①調整費の活用要望に係る資料の作成・提出

指定地方公共団体は、調整費の活用を要望するにあたって、個票（資料3）を事業ごとに作成し、当該事業の詳細な内容が分かる資料や、国の予算制度に係る資料（要綱、要領、通知等）とともに内閣府に提出してください。

### ②調整費の活用が決定されるまでの流れ

関係府省は、調整費の活用を希望する事業について必要な資料を作成し、内閣府に提出します。提出された資料等の内容をもとに、内閣府と関係府省において調整の上、内閣府と財務省との協議を経て、調整費活用の可否や活用額が決定されます。

### ③指定地方公共団体が調整費を活用するまでの流れ

内閣府は、関係府省と協議の上、調整費に係る配分計画を策定します。財務大臣の承認を得た後に、配分計画に基づく予算の移替えの手続を経て、関係府省は調整費を執行することができます。

内閣府から関係府省への調整費の移替え後、総合特区が調整費を活用するためには、総合特区計画に実施事業を記載し、事業実施前に内閣府に変更の届出をする必要があります。（届出日以降に調整費の活用が可能になります。）

## (3) 財政支援要望に係る「国と地方の協議」に係る手続

### ①協議を行う要望の選定

指定地方公共団体は、別添11に記載の要望のうち、「国と地方の協議」において協議を行う要望を選定し、個票（資料4）及び必要な書類を内閣府に提出します。

協議の方法は基本的には書面協議としますが、提案内容について関係府省の理解を深めるために、対面協議を行うこともできます。

## ②協議の流れ（3月下旬から7月頃）

協議は以下の流れで行われます。（時期については目安になります。）

- i) 協議を希望する要望の担当府省の確認・調整作業（3月～）
- ii) 実務者レベル打合せの実施（4月～）
- iii) 書面協議の実施（1回目）（5月）
- IV) 必要に応じ、対面協議（事務レベル）の実施（5月以降）
- V) 書面協議の実施（2回目）（6月）
- VI) 協議結果の公表（7月）

※協議担当府省は協議結果を概算要求に適切に反映することとされています。

【財政上の支援措置要望に係る手続】



(参考資料)

資料1 事業ごとの支援措置要望の一覧（別添11）

資料2 総合特区推進調整費の用途等に関する基準について

資料3 調整費活用要望に係る個票

資料4 「国と地方の協議」に係る個票





## 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について

平成 23 年 8 月 23 日  
府 地 活 第 126 号  
平成 26 年 8 月 22 日一部変更  
府 地 活 第 266 号  
平成 27 年 1 月 13 日一部変更  
府 地 活 第 9 号  
平成 29 年 2 月 3 日一部変更  
府 地 事 第 1005 号

## 1. 趣旨

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 12 条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条に基づく地域活性化総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）の実現を支援するためには、地域の戦略・提案を踏まえ、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完することが重要であることにかんがみ、総合特区推進調整費（以下「調整費」という。）の使途等に関する基準を定める。

## 2. 使途

調整費は、（1）及び（2）の場合に活用することができるものとする。

- （1）指定を受けた総合特別区域（以下「総合特区」という。）に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行うとき。
- （2）認定された総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完するとき（次に掲げる場合に限る。）
  - ① 関係府省の予算制度における要件を満たす場合  
調整費は、関係府省の予算制度にのっとり、執行する。
  - ② 規制・制度改革を基軸として産業の国際競争力強化又は地域の活性化を図るため、当該総合特区計画の趣旨に基づき関係府省が予算制度の拡充を図る場合（当該関係府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特別区域推進本部において不適切と判断される場合を除く。）  
補助制度の補助率等は、なお従前の例による。
- （3）（2）の場合について、調整費を活用した支援は、関係府省が予算措置している事業を対象とする。ただし、関係府省の予算制度で予算措置できない場合において、次のいずれにも該当する事業はこの限りでない。
  - ① 予算編成後や当初予算配分後、規制・制度改革が実現したこと、規制の特例措置に係る国と地方の協議が調ったこと等の事由により、実施が可能となった事業。
  - ② 閣議決定又は閣議了解された政府の基本方針、計画等に盛り込まれ

た施策に係る事業であって、当該事業の費用に比してその経済的効果が特に高いと見込まれる事業。

3. 調整費による支援額の上限

調整費の活用は、1つの総合特区当たり、国際戦略総合特別区域にあつては年間20億円、地域活性化総合特別区域にあつては年間5億円を超えないこととする。

また、1つの事業当たり、国際戦略総合特別区域にあつては年間10億円を超えないこととする。ただし、活用する調整費の金額が当該事業に係る経費(民間事業者負担を除く)の2分の1以下である場合は、この限りでない。

4. 調整費による支援期間

調整費を活用した支援は、事業ごとに初年度に限ることとし、平成32年度までとする。

## 個票 平成〇〇年度 第〇回対応方針 財政支援措置要望(調整費活用要望)の内容

提出日 平成 年 月 日

## I 総合特区について

地方公共団体名		担当部署名		担当者名:連絡先	
総合特区の名称		国際・地域の別		対象地域	特区計画期間 ~
総合特区の目指す目標					
評価指標					
数値目標					
数値目標に対する実績					
直近3か年の総合評価結果	HOO		HOO		HOO

## II 財政支援措置要望事業について

財政整理番号		〇〇年度対応方針検討依頼の状況		第1回	第2回	第3回	随時	当年度のスケジュール			
事業名	実施主体	所管省庁	国の予算制度名	公募・運営費交付金・社会資本整備総合交付金・特別会計の別	年度別 事業費・国費等の内訳 (単位:千円)					翌年度以降のスケジュール	
					合計	HOO	HOO	HOO	HOO		HOO
					事業費	0	0	0	0	0	
					財源内訳	国費	0				
						うち調整費	0				
						県費	0				
						地方債	0				
						その他	0				
					一般財源	0					
国費申請の状況		申請額(千円)		公募事業の場合⇒	公募期間		採択(見込)時期		採択		採択額(千円)
国の予算制度の拡充希望		拡充前			拡充内容		拡充希望理由				
事業内容・目的											
事業費の積算及び根拠											
特区計画に記載された目標との関係											
評価指標・数値目標との関係											

## Ⅲ 調整費活用要望事業に関する事項

今回調整費活用要望額 (千円)	
調整費の具体的用途	
調整費活用要望 の理由	自主財源等で措置 できなかった理由
	当年度に必要 とする理由(緊急性)
	調整費活用にふさわ しい事業である理由 (先駆性・重要度)
翌年度以降の予算措置の方向性	
財政支援要望と規制改革との関連性、その成果	
当該要望に関連する地域独自の支援の内容	

## Ⅳ 調整費活用要望事業の成果指標・効果検証方法

成果指標	
成果指標の設定理由	
成果指標に係る目標値	
成果指標目標値の設定理由	
成果の検証時期・検証方法	

## 個票 平成〇〇年度 第〇回対応方針 財政支援措置要望(調整費活用要望)の内容

提出日 平成 年 月 日

## I 総合特区について

地方公共団体名	〇〇県、△△市、□□市		担当部署名	〇〇部△△課		担当者名:連絡先	■■■■ TEL:xx-xxxx-xxxx E-Mail:xxx@xxxxxxx	
総合特区の名称	〇〇〇総合特区		国際・地域の別	地域	対象地域	△△市、□□市	特区計画期間	平成 〇〇 年度 ~ 平成 〇〇 年度
総合特区の目指す目標	認定総合特区計画に記載された総合特区の目標を記載(長文になる場合は要約して記載)							
評価指標	認定総合特区計画記載の評価指標を記載(長文になる場合は要約して記載。複数ある場合はそれぞれ記載) 例) ・評価指標(1):.....の開発 ・評価指標(2):.....の実施 ・評価指標(3):.....の生産金額							
数値目標	計画記載の数値目標に基づいて記載。↑の評価指標に掲げる項目と対応させる形で記載(複数ある場合はそれぞれ記載) 例) ・数値目標(1):平成〇〇年度までの累計 ●件 ・数値目標(2):平成〇〇年度までの累計 ●回 ・数値目標(3):平成〇〇年末時点●●億円→平成△△年末時点●●億円(～統計に基づく)							
数値目標に対する実績	最新の評価書記載の実績値に基づいて記載。↑の評価指標及び数値目標に掲げる項目と対応させる形で記載 例) ・数値目標(1):平成〇〇年度実績●件、進捗度●●% ・数値目標(2):..... ・数値目標(3):.....							
直近3か年の総合評価結果	H〇〇	H●●年度に行ったH〇〇年度の評価結果を記載 例)〇.〇点	H△△	H〇〇年度に行ったH△△年度の評価結果を記載 例)〇.〇点	H▲▲	H△△年度に行ったH▲▲年度の評価結果を記載 例)〇.〇点		

対応方針要望一覧の整理番号を記載

当該事業について当年度に対応方針の検討依頼を行っている場合は「〇」を記載

## II 財政支援措置要望事業について

財政整理番号	〇〇	〇〇年度対応方針検討依頼の状況		第1回	〇	第2回	第3回	随時	当年度のスケジュール			
事業名	実施主体	所管省庁	国の予算制度名	公募・運営費交付金・社会資本整備総合交付金・特別会計の別	年度別 事業費・国費等の内訳 (単位:千円)					当年度の調整費を活用し実施する事業スケジュールと、翌年度以降の全体スケジュールも記載する。(どの時期に何をするのか、できるだけ明確に記載を) ○△△研究 結果取りまとめ:1月~3月 ○◆◆調査 再委託先選定:6月~7月、調査期間:8月~12月、調査分析:1月~3月 ○取組実施にむけた地域別環境整備 9月~12月		
					合計	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇		H〇〇	
〇〇事業	△△市、△△市、▲△財団	〇〇省	●●事業	公募	事業費	0	0	0	0	0	翌年度以降のスケジュール	
					財源内訳	国費	0					
						うち調整費	0					
						県費	0					
						地方債	0					
						その他	0					
一般財源	0											
国費申請の状況	〇	申請額(千円)	●●千円	公募事業の場合→	公募期間	平成〇〇年〇月〇日~平成〇〇年〇月〇日	採択(見込)時期	5月中旬	採択	〇	採択額(千円)	●●千円
国の予算制度の拡充希望	拡充	拡充前	国:1/2 自治体:1/2 (上限:60,000千円)	拡充内容	補助上限額(60,000千円)の撤廃	拡充希望理由	既存制度では、本財政支援措置要望が実現できない理由について、既存制度の内容とあわせて説明を記載する。					
事業内容・目的												
事業費の積算及び根拠	事業費の積算及び根拠を記載する 国費以外の財源がある場合、それぞれの財源の内訳も記載。 例) ○△△研究費 16,000千円 ○◆◆に向けた調査研究費 200,000千円 ○地域別環境整備 100,000千円 ○××の取組にむけた普及・啓発経費 84,000千円 ※国:1/2負担 自治体:1/2負担											
特区計画に記載された目標との関係	認定総合特区計画に記載された「総合特区の目指す目標」に対する、本事業の位置付け、果たす役割、目標にどう貢献するのか等を具体的に記載											
評価指標・数値目標との関係	認定総合特区計画に記載された「評価指標及び数値目標」に対する、本事業の位置付け、果たす役割、評価指標及び数値目標にどう貢献するのか等を具体的に記載											

国の予算制度に申請を行っている場合に「〇」を記載

## Ⅲ 調整費活用要望事業に関する事項

今回調整費活用要望額 (千円)	●●千円	
調整費の具体的使途	「Ⅱ 財政支援措置要望事業について」に記載した事業費のうち、調整費の活用を要望する費目を記載(事業全体のうち、初年度実施分として調整費の活用を要望する部分を記載) 例)○○に××を設置する事業のうち、初年度実施分に係る●●費(約●●千円)、●●費(約●●千円)や●●費(約●●千円)に活用することを要望	
調整費活用要望の理由	自主財源等で措置できなかった理由	当年度に必要な事業費について、自治体の予算や事業実施主体の自主財源、地方創生推進交付金等の国の他の支援制度で措置できなかった理由を具体的に記載 (地方公共団体の事業として実施することが困難である事情が必要)
	当年度に必要な理由(緊急性)	事業を取り巻く状況の変化や規制緩和の実現など事業進捗や外部要因といった具体的な事実に基づき、当年度に事業を実施しなければならない(来年度の実施ではダメな)理由を記載する
	調整費活用にふさわしい事業である理由(先駆性・重要度)	今回実施する事業が先駆的な取組である理由(他では実施されていない取組であるなど)を記載する
翌年度以降の予算措置の方向性	翌年度以降、自主財源や関係府省の当初予算など、調整費に拠らない予算措置の方向性を記載する (注)調整費は年度途中に生じた事由により配分する予算であるため、翌年度以降の予算措置に調整費の活用を見込むことはできない	
財政支援要望と規制改革との関連性、その成果	国と地方の協議での成果との関連性(事業に対してどのような恩恵を及ぼすかなど。当該成果がなければ現在提案している規制・制度改革との関連性)や、事業に関連する全国レベルの規制・制度改革の実現等について記載する	
当該要望に関連する地域独自の支援の内容	自治体等地域で独自に実施している規制緩和や財政支援等の取組み(頑張り)内容を記載(詳細資料を添付)する	

## Ⅳ 調整費活用要望事業の成果指標・効果検証方法

成果指標	本事業の成果を事後的に検証することが可能な適切な指標を設定する 経済波及効果や雇用創出効果に限定されない。医療費削減効果、人材育成・地域のマネジメント力向上等、特区目標や事業の性質に応じて設定可 作業工程の達成など、単なる作業進捗や、作業上の産出量のみを指標として設定することは不適当であることに留意
成果指標の設定理由	設定した成果指標が成果を計測するのに適している理由を記載
成果指標に係る目標値	記載した成果指標について、事後的に検証可能な目標を数値で設定する。アウトカムベースが望ましいが、それが困難な場合にはアウトプットベースで設定することも可
成果指標目標値の設定理由	目標値として適している理由を記載 既に達成している目標の設定、容易に達成可能な目標の設定、調整費を活用しなくとも達成可能な目標の設定などは不適当であることに留意
成果の検証時期・検証方法	検証時期:H●●年●月 理由:成果を検証するのに最も適した時期及び理由を記載 検証方法:検証方法及び実施体制を記載

## 個票 平成 年度「国と地方の協議会」で協議を希望する事業

提出日 平成 年 月 日

## ●基本事項

地方公共団体名		担当部署名		担当者名:連絡先	
総合特区の名称		国際・地域の別		対象地域	
財政整理番号		国と地方の協議会協議状況	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
					計画期間 平成 年度 ~ 平成 年度

事業名	事業内容	実施主体	所管省庁	国の制度名	公募・運営費交付金・社会資本整備総合交付金・特別会計の別	年度別 事業費・国費等の内訳 (単位:千円)					
						事業費	合計	HOO	HOO	HOO	HOO
						0	0	0	0	0	0
						国費	0				
						県費	0				
						地方債	0				
						その他	0				
						一般財源	0				
申請の状況	申請額(千円)		公募事業の場合⇒	公募期間		採択(見込)時期		採択		採択額(千円)	
積算及び根拠					スケジュール						

## ●財政支援要望の具体的な内容

新規・拡充の別	
新規・拡充の内容(当該内容の記載にあたっては、既存の施策体系の改善につながる事項、先進的な事項等であることを明確にしてください。)	
「新規」の場合、国が財政支援をすべき理由、「拡充」場合、拡充が必要な理由	
過去の国と地方の協議の経過、課題に対する地域の取組状況、改善等を行った場合はその内容、今後の方向性	
財政支援措置要望と規制改革との関連性とその成果	

個票 平成 年度「国と地方の協議会」で協議を希望する事業

提出日 平成 年 月 日

●基本事項

地方公共団体名	担当部署名		担当者名:連絡先							
総合特区の名称	国際・地域の別	対象地域	計画期間	平成 年度 ~ 平成 年度						
財政整理番号	国と地方の協議会協議状況	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">過去の国と地方の協議会で協議していたら「〇」</span>						
事業名	事業内容	実施主体	所管省庁	国の制度名	公募・運営費交付金・社会資本整備総合交付金・特別会計の別	年度別 事業費・国費等の内訳 (単位:千円)				
						合計	HOO	HOO	HOO	HOO
						0	0	0	0	0
					財源内訳					
					その他	0				
					一般財源	0				
申請の状況	申請額(千円)	公募事業の場合⇒	公募期間	「新規」の場合は空欄です。	採択(見込)時期	採択	採択額(千円)			
積算及び根拠	「新規」の場合、協議を申し入れる省庁名を記載してください。									

●財政支援要望の具体的な内容

新規・拡充の別	新規、拡充から選択。「既存」の提案を協議することはできません。
新規・拡充の内容(当該内容の記載にあたっては、既存の施策体系の改善につながる事項、先進的な事項等であることを明確にしてください。)	拡充の場合、補助率の拡充、補助上限の撤廃等求める拡充内容を具体的に記載してください。新規の場合、どのようなスキームの事業なのか具体的に記載してください。
「新規」の場合、国が財政支援をすべき理由、「拡充」場合、拡充が必要な理由	外的要因から客観的に、新規制度創設または拡充が必要な理由を記載してください。また、新規の場合は、当該省庁に協議を申し入れる理由を記載してください。
過去の国と地方の協議の経過、課題に対する地域の取組状況、改善等を行った場合はその内容、今後の方向性	過去に協議をしたことのある提案について、内閣府コメント及び内閣府整理に対する対応、意見を記載してください。
財政支援措置要望と規制改革との関連性とその成果	当該特区において進める規制改革との関連性を記載してください。